

More Jobs Better Lives 一般財団法人

2019 年度下期

奨学生募集要項

外国人私費留学生対象

～More Jobs Better Lives 一般財団法人～

More Jobs Better Lives 一般財団法人は、開発途上にある海外の国や地域に対する農業振興に資するため、財団代表理事の寄付により 2018 年 8 月に設立された財団です。留学生に対する支援を通じ、国際相互理解の促進と開発途上にある海外の地域に対する人材育成に寄与することを目的としています。

この奨学金を受給する者は、2020年度の大学推薦奨学金の申請資格がありません。

- 日本語能力が必要です。
(Japanese language proficiency is requested.)

More Jobs Better Lives 一般財団法人

担当：奨学生事務局

E-mail: obo@mjbl.jp

HP : <https://www.mjbl.jp>

I_ 応募資格

下記の項目にすべて該当する者とする。

(1) 学部・研究分野

開発途上にある海外の国や地域の土壌や農業環境の就学や研究をしている者 または、
開発途上にある海外の国や地域の農業に関するマーケティング等を専攻している者

(2) 「国籍」と「ビザ」

① アフガニスタン、バングラデシュ、ベナン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カンボジア、中央アフリカ共和国、チャド、コモロス、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ共和国、ハイチ、キリバス民主党员 共和国、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スーダン、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ツバル、ウガンダ、イエメン、ザンビアから来日し、文部科学省所轄大学の学部又は大学院に在籍する当該国の国籍を有する私費留学生（※日本国籍を有する者、研究生を除く。）

（※経済協力開発機構の開発援助委員会が作成する開発途上国（DACリスト）内「後発開発途上国」にあたる）

② 2020年4月時点で、在留資格「留学：College student」を有する者
※「永住権」を有する者も含む

(3) 在籍学年・課程

2020年4月時点で、日本国内の大学1・2・3・4年、または日本国内の修士課程に1・2年に在籍／在籍予定の外国人私費留学生（正規生に限ります）。

※交換留学生・国費留学生その他学費免除の対象となる留学生は応募できません。

※博士課程は対象外

(4) 年齢

2020年4月時点の年齢、学士課程は満30歳以下、修士課程は満35歳以下の者

(5) 学業・健康

① 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者

② 日本語による面接が可能な者（2019年11月頃実施予定）

③ 日本での留学や将来の研究・経験を活かして、自国の発展に貢献する意欲のある者

④ 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者

(6) その他

① 正社員として就労していない者

② 経済的支援を必要とする者

③ 東京都内にて年2回程度開催される奨学生交流会に参加できる者

II_ 募集人数

若干名

III_ 他奨学金・二重受給・受給期間中

- ① 弊財団は、他の奨学金合計の月額が10万円を超える重複受給を認めない。
(貸与型奨学金、学費免除及び一時金は除く)。
- ② 弊財団奨学金と他奨学金に同時に合格した場合には、どちらの奨学金を受給するかを選択する。
- ③ 弊財団奨学金と同時に規定以上の他奨学金を受給した場合には、直ちに弊財団の奨学生資格が取り消され、重複期間中の奨学金を全額返済しなければならない。
- ④ 奨学金受給期間は、継続して日本国内に滞在し、期間中に1ヶ月以上日本国内を離れる場合は、出国1週間前までに事務局に通知・報告しなければならない。
- ⑤ 奨学金受給期間中に日本国内を2ヶ月以上離れる場合、その期間中の奨学金を支給しない。

IV_ 奨学金

- (1) 支給額 学部学生 (学士課程) 月額 100,000 円
 大学院生 (修士課程) 月額 120,000 円
- (2) 支給期間 開始 : 2020 年 4 月から支給開始予定
 終了 : 2020 年 4 月から現在在籍している学部・大学院の修了月まで
 ※交換留学・留年の場合は支給停止になります。
- (3) 奨学生の義務
 - ① 毎月期限内にレポートの提出 (期限 : 毎月 25 日前後)
 ※レポートは研究内容の紹介など 500 字程度。
 - ② 交流会の参加 (入団式、卒団式を含む)
 ※国際理解と親善に関心を持ち、年 2 回開催予定の交流会に出席できる者
 (交流会は、主に東京で開催。交通費支給)
 ※奨学金の返還を要しません。
 ※奨学金受給による UT グループへの入社義務はありません。
 - ③ 年度末 (進級時) に成績表の提出
- (4) 支給方法
 1ヶ月に一度、1ヶ月分を本人名義の口座に振り込む

V_ 応募手続きについて

(1) 応募方法

①弊財団のホームページより、応募書類をダウンロード

ホームページアドレス：<https://www.mjbl.jp>

②応募書類（エクセルデータ）に入力の上、奨学生事務局宛てにEメール送信

事務局メールアドレス：obo@mjbl.jp

(2) 必要書類

弊財団のHP内、『応募必要書類リスト』ファイルを参照。

(3) 応募期間

2019年9月1日（日）～2019年10月31日（木）

※2019年10月31日必着

※応募状況により、締切りが前後する可能性がありますので、早めの応募を推奨します。

VI_ 選考

(1) 書類選考 11月上旬予定

面接 12月上中旬予定（※日本国内の交通費支給）

※使用言語は日本語です

結果発表 12月下旬予定

※面接は、来場面接。来場できない場合は「応募辞退」とみなします。

ただし、ビザの関係で面接日程時、海外に在住する方のみオンライン面接可。

※選考結果は、応募者全員にEメールにて通知いたします。

(2) 最終認定

合格者は交流会に参加し、奨学生として最終認定とする

※交流会は1月下旬開催予定、参加必須。

※合否に関する電話等による問い合わせには、一切応じません。

VII_ 注意事項

弊財団の奨学生に合格後、あるいは弊財団奨学生として採用後、以下に該当する場合、及び奨学生としてふさわしくない行為があった場合は、その月をもって奨学金の支給を停止、もしくは打ち切りとなる。

<停止>

- ① 留学、休学、もしくは海外留学（交換留学を含む）した場合
- ② 病気その他の理由により修学または研究を継続できない場合

<打ち切り>

- ① 退学した場合
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。

- ④ 毎月の奨学生レポートの提出が遅れ、または提出がない場合
- ⑤ 弊財団の交流会に出席がない場合（学業のための欠席、病欠以外は認めません）
- ⑥ 刑事事件、法律や社会秩序に反する行為を行った場合
- ⑦ 財団の名誉を傷つける行為をした場合
- ⑧ 学業成績が不良の場合（留年、または GPA2.3 以下）
- ⑨ 指導教員から修学または研究の継続が不相当とされた場合

以上

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

More Jobs Better Lives 一般財団（以下、当財団という）は、以下のとおり「個人情報保護方針」を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全職員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進致します。

1. 法令の遵守

当財団は、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

2. 個人情報の取得

当財団は、個人情報の取得に際してできる限りその利用目的を特定し明示するとともに、適法かつ公正な手段によって取得します。

3. 個人情報の利用

当財団は、取得の際に示した利用目的の範囲内で目的の達成に必要な限りにおいて、個人情報を利用します。また、個人情報を職員に取り扱わせる場合もしくは個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、職員もしくは受託者に対して必要かつ適切な監督を行います。

4. 個人情報の管理

当財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、その漏えい・滅失・き損の防止その他安全管理に必要なかつ適切な措置を講じます。

5. 個人情報の第三者提供

当財団は、法令等に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

6. 個人情報の開示・訂正等・利用停止等

当財団は、本人から個人情報の開示もしくは訂正・追加・削除および利用停止・消去の申し出があった場合には、本人確認等必要な調査を行った上で速やかに対応します。

7. 個人情報の管理体制

当財団は、個人情報を適正に取り扱うための管理体制を構築し、個人情報を安全かつ適切に管理するとともに、職員の啓発や適切かつ迅速な苦情処理等の個人情報保護の推進に努めます。

平成 30 年 8 月 1 日

More Jobs Better Lives 一般財団法人